

## 別表 1

### 1 事業例と助成の対象となる経費例

| 事業例                                                                                       | 助成の対象となる経費例                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ・駅前の除雪、駅内外の清掃、美化活動のボランティア活動                                                               | ビニール袋、軍手、スコップ等の購入費、花や苗木の購入費 等                  |
| ・駅の装飾等賑わいの創出<br>・ホームでの雪月花見送り活動                                                            | 電灯の設置、飾付、雪月花の乗客に配付する地産品購入費等                    |
| ・鉄道関係イベント（シンポジウムやフォーラムほか）                                                                 | ポスターやチラシの作成費、パンフレット印刷費、講師の謝金・旅費、会場借上げ料 等       |
| ・駅舎等の見学会                                                                                  | ポスターやチラシの作成費、パンフレット印刷費、入場料、講師やガイドの謝金・旅費 等      |
| ・沿線地域の社会見学など学校行事でのえちごトキめき鉄道の積極的な利用                                                        | しおり作成費、参加者の列車運賃補助、講師やガイドの謝金・旅費 等               |
| ・ノーマイカーデー                                                                                 | ポスターやチラシ作成費 等                                  |
| ・鉄道のパーク＆ライド                                                                               | チラシ作成費、割引措置 等                                  |
| ・沿線情報のホームページ・情報誌掲載                                                                        | 情報誌の作成費、講師の謝金・旅費 等                             |
| ・観光ガイドや沿線マップ、時刻表                                                                          | ガイドやマップの作成費、講師の謝金・旅費 等                         |
| ・駅前商店街での歩行者天国、フリーマーケット<br>・駅や駅周辺での地域の特産品フェア、秋の収穫祭、高校の実習生産品販売会<br>・駅構内コンサート、鉄道の歴史写真展、絵画展示会 | ポスターやチラシ、のぼり等の作成費、イベント司会の謝金・旅費、会場借上げ料 等        |
| ・列車を利用した親子遠足ツアー<br>・列車で行く沿線新発見ツアー                                                         | ポスターやチラシの作成費、しおり作成費、参加者の列車運賃の補助、講師やガイドの謝金・旅費 等 |
| ・沿線スタンプラリー<br>・沿線フォトコンテスト                                                                 | ポスターやチラシの作成費、講師やガイドの謝金・旅費、賞品・景品の購入費 等          |

※ 事業例は「鉄道とまちの共生ビジョン」のアクションプランを基に想定しているものであり、事業例以外の事業を実施しても差し支えない。

### 2 助成の対象外となる経費

- ・ 団体等の事務備品（机、椅子、パソコン等）の購入費
- ・ 団体等の事務所の維持運営費（事務室賃借料、光熱水費等）
- ・ 飲食代、接待費用の購入費  
（ただし、会議や打合せ等での茶菓代は助成の対象とする。）
- ・ 上記のほか、社会通念上、助成することが適当とは認められない経費